

## 第2回滋賀県特別支援教育支援委員会（概要）

開催日時：平成30年11月13日（火）午後2時00分～午後4時00分

開催場所：大津合同庁舎7階7-A会議室

出席委員：宇野委員、渡部委員、磯部委員、日根野委員、川居委員、安藤委員、  
尾代委員、山田委員、古林委員、四谷委員、甲津委員、丸山委員

欠席委員：上ノ山委員、福田委員、柴田委員、中川委員、前川委員、一色委員、  
西村委員、岩田委員

事務局：（特別支援教育課）森課長、宮地参事、武田主幹、池寄主査、岡田指導主事

### 【会議概要】

- ・開会挨拶
- ・委員会会議公開要領
- ・議事
  - (1) 個別の教育支援計画等の作成・活用について
  - (2) 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」導入期の進捗確認について

### 《議事(1)について、事務局より説明》

（会長）

個別の教育支援計画等の作成について、改善点や意見等があれば出していただきたい。

（事務局）

作成率が上がっていくのはいいことだが、利活用がなされるものになることが重要である。様々な立場から、利活用等について御助言いただけるとありがたい。

（委員）

小・中・高等学校に巡回相談に行っている。活用のためには作成時期も大切だと考えるが、個別の教育支援計画等を作成される時期について、教育委員会から指導しているのか。アセスメントや引継ぎもあるが、めやすとしていつ頃作成し、どのように活用することが望ましいと、県は指導しているのか。

（事務局）

県教育委員会が作成している「特別支援教育ガイドブック」の中で、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用に関して示している。その中で、作成の時期やプロセスに関する記述がある。教員向けの研修会等では、特別支援教育のカリキュラム・マネジメントとして、PDCAサイクルにより個別の指導計画等の活用を充実させていく必要があると説明しているところ。できるだけ年度の早い段階で作成することが望ましいが、実態として、通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒に関しては、夏季休業中に見直しや新たな作成を行っている学校が多いのではないかと。

（委員）

小・中学校では、特別支援学級在籍児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒

に関して、5月中旬には、教育課程実施計画書を作成して各地教委へ提出している。教育課程実施計画書は、基本的に個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに作成している。少なくとも、これらの児童生徒に関しては、5月中頃には、個別の教育支援計画等を作成することができている。通常の学級に在籍していて、通級による指導を受けていないが、支援を要する児童生徒については、個別の指導計画等を作成する必要性の検討も含めて、夏休み頃に作成しているというのが、多くの学校で行われていること。

(会長)

年度初めに作成したものを固定化するのではなく、PDCAで見直していくことが望ましいということか。

(委員)

短期目標は、学期をスパンに保護者懇談で見直し検討している。PDCAということでは、短期目標であれば、年間3回程度見直している。

(委員)

特別支援学校の中学部3年生で、一般の高校の受検を考えている生徒がいる。入試の際に、副申書等、様々な書類を提出しなければならないが、そのようなときに、資料として個別の教育支援計画等を活用できるといいのではないか。

(委員)

幼稚園では、家庭訪問や個別懇談で保護者と話し合う中で、保護者の思い等を聞き取り、支援計画の様式を見せながら前期分を作成し、前期の反省をもとに、後期分を作成する。次年度への引継ぎの了承を得て、保護者と相談しながら作成している。支援計画等については、口頭で説明したり、必要ならば紙面提供したりしている。

(事務局)

県内さまざまな実情がある。聞かせていただいたことをもとに、どのように利活用を促進していけばいいかを含めて県内での対応を検討していきたい。

(会長)

県教育委員会が、作成プロセスのモデルや利活用の方法等について、学校等に示しているのか。

(事務局)

県と市町の教育委員会が連携して、個別の教育支援計画等の利活用の推進に努めている。市町教育委員会特別支援教育担当者協議会でも、市町の取組について好事例の交流等を行っているところ。

(委員)

個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携で、福祉サービスの事業所との連携の例があれば教えていただきたい。作成された個別の教育支援計画をもとにどのような連携がなされているのか。また、計画が活用されるためには作成段階で関係機関、福祉の事業所が関与しているのか。連携の例があれば教えていただきたい。事業所には、放課後等児童デイサービスガイドラインに沿って、学校と連携してサービスに当たるよう指導しているところ。参考のため実態を教えてください。

(副会長)

今年度に入って教育と福祉との連携に関する通知文が届いた。その後、ある放課後等児童デイサービスの事業所から連携をしたいとの申し入れがあった。このように、連携をしていかなければならないことは福祉事業所や学校側ともに十分理解している。しかし、本校のように多くの児童生徒が放課後等児童デイサービスを活用している状況の中で、数多くの事業所と連携していくことは難しい状況にある。保護者を通して事業所と連携をしたケースもある。放課後等デイサービスの事業所向けの説明会を実施しているが、今のところシステムを作って連携しているという段階ではない。

(委員)

放課後等デイサービスとの連携として、個別の教育支援計画を活用していることはないのか。

(副会長)

計画に基づいた短期目標や長期目標を事業所と共有している。放課後等デイサービスで作成されている計画をもとに連携を行う場合もある。

## 《議事(2)について、事務局より説明》

### ・柱1「社会的・職業的自立の実現」について

(副会長)

しごと検定について、本校は接客事業の主担当である。スキルアップ授業で、レストランで実際にプロの方から直接教えていただく機会があり、生徒は緊張しながらも生き生きとした表情で帰ってくる。当日は緊張しつつ検定を受けている。一人ひとりが検定を受けることで自信をつける機会を持っている。学校のカリキュラムに5種目を対応させることは大変だが、児童生徒の将来の生活に繋がる取組とすることが大切だと本校教員には話している。

### ・柱2「発達段階に応じた指導の充実」について

(会長)

人権教育に関する部分で、集団づくりの推進については平成30年度で終了と書かれているが、今後どうなるのか。

(事務局)

当該事業は形をかえて継続実施する予定。

### ・柱3「教員の指導力や専門性の向上」について

(委員)

特別支援学校教諭の免許状取得について、本校では、現時点で9名の教育実習生を入れている。将来の希望を聞くと、小学校勤務希望者が多い。受入れ側の特別支援学校としても学びの機会とはなるが、対応が難しい面もある。

(会長)

滋賀県の教員採用試験のシステムで、特別支援学校免許を取ったものに加点制度が実施されたことによる影響か。ただ、通常の学級を担当する教員でも特別支援教育の知識

や経験は必要。

(事務局)

国は、特別支援学校教員免許の取得率に関して、平成32年度をめどに特別支援学校の教員は100%、特別支援学級担任は倍になるようにこの目標を設定している。国の免許取得率の現状は、特別支援学校77.7%、特別支援学級30.7%である。

(会長)

本県の免許取得率の状況はいかがか。

(事務局)

特別支援学校は82%、特別支援学級については、全国平均を下回っている。

(委員)

専門性のある教員を育成することが大切。特別支援教育コーディネーターが教員に与える影響は大きい。教員の力量が上がると学校が変わる。特別支援教育コーディネーターが力を十分発揮できるような環境整備が大切。

(会長)

特別支援教育コーディネーターに特化した研修は行われているのか。

(委員)

特別支援教育コーディネーターに特化した研修というわけではないが、特別支援教育の専門性向上に関わる研修について、特別支援教育コーディネーターの先生方を参加対象としているところ。

(事務局)

特別支援教育コーディネーターの専門性向上、校内体制整備については、大切と捉えている。国にも特別支援教育コーディネーターの定数化を要望しているところ。

#### ・柱4「教育環境の充実」について

(副会長)

特別支援学校分教室の設置研究の推進(高等学校)についてはどうなっているか。平成29年度で計画が止まっているが、県南部で、高等学校の施設等を活用できる高等養護学校があるといいと考えるが、いかがか。

(事務局)

高等部段階生徒の増加とインクルーシブ教育の推進という観点を併せて、検討を進めているところ。一方で、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向であったが、平成30年5月1日現在での児童生徒数は全体では減少した。特に高等部については、小・中学校段階では地域で学んでいた生徒が高等部段階で特別支援学校を選択することもあり、増加が予想される状況。新たな高等養護学校の必要性に関しては検討を進めているところ。

また、小・中学校での分教室設置については、甲賀市と三雲養護学校で研究を行っているところ。

(副会長)

通学区域の見直しと単独通学生の拡大について、平成30年度は「運用開始」とあるが、進捗状況はいかがか。

(事務局)

進捗については、実際は平成30年度からとはしておらず、修正しなければならないと考えている。高等養護学校設置等を検討する中で、県の全体の分教室の通学区域も併せて考えていく必要があるという計画。石部分教室と伊吹分教室は定員を割っている。そういう状況も踏まえながら、通学区域の見直しも含めて検討しているところ。

(委員)

通級指導教室の担当の育成、研修、通級運用のシステムについては、いかがか。

(事務局)

通級指導担当教員の人材育成は、特別支援教育の課題の一つ。国では、通級による指導の対象となる児童生徒13人に1人の担当教員の配置について、平成29年度から10年間で、段階的に基礎定数化を図っていく計画である。

県としても、国の措置を活用しながら、通級による指導の充実を図っていく予定。ここで課題となるのが人材育成である。人材育成については、総合教育センターで通級指導教室新担当研修を実施。担当になる前の研修についても、大学への研修派遣の実施や個別に研修を受講するようにしている実態がある。

(委員)

ことばの教室の人材や研修については、いかがか。

(事務局)

市町ことばの教室のスタッフは、市町で雇用されている。多くが嘱託と聞いている。研修は市町主体。県の研修にも参加していただいているところ。

(委員)

今後、通級指導教室は増えていく方向なのか。

(事務局)

そうである。

(事務局)

通級による指導を受ける対象児童の決定については、市町ごとのシステムがある。教育支援委員会で判断している市町や、それとは別の専門的な機関で判断している場合もある。流れとしては、在籍校の校内委員会の中で検討し、保護者懇談、通級指導教室担当説明意向確認、通級に関わる検討会、対象の決定。市町によって多少の違いがある。

(委員)

通級指導教室を活用した方がいいと思う子どもが、そうはならない現状があるようである。充実する方向で進めていただきたい。

#### ・柱5「教育における連携（役割分担）の推進」について

(会長)

充実、促進という抽象的な言葉で書かれているが、具体的にはどのような内容か。

(事務局)

保健医療との関係機関との連携では、特に医療的ケアを必要とする児童生徒が非常に増加してきている状態にある。これまでからも、医療的ケアに係る運営協議会等で連携

を行ってきている。医療的ケアが必要で、訪問教育ではなく、学校に通学している子どもの率は、本県は全国2位。今後も医療との連携は非常に大切だと考えているところ。しかし、具体的な連携について数字等で表すことは難しい。医療的ケアの研修の場でも、呼吸器の扱い方について、びわこ学園の医師を講師に研修等を行っているところ。最近では連携が密になってきている。国も、福祉と医療と教育とが連携するようにとのことで、連携の会議という機会も設けている。具体的には、いくつかのことが進んできている。実際に連携を密にしなければならない状況になってきているというのが現状である。

(委員)

私自身は、呼吸器へのケアが必要な子等にはあまり関わっていないが、医療的ケアを要する子どもは増えてきている。今後、医師会と連携していく必要が出てくるのではないかな。

(事務局)

学校看護師の確保について、学校現場は苦労しているのが実情。今後、看護師を確保していくための情報共有等のシステムについてなど、医療関係機関との連携を当課としても考えていく必要があると捉えている。

(副会長)

本校も医療的ケアを要する児童生徒が多く在籍している。年度始めに滋賀医大との連携会議を行った。個人情報には配慮しながら、会議の中で子どもたちの状況の情報共有を行っている。緊急時の対応等にも役立つと考えている。

(委員)

医療的ケア児について、自立支援協議会の中で、医療的ケア児等に関する協議会を新たに昨年度設置し、教育、医療保健、福祉と協力しながら実態把握を進め、対策について検討を始めたところであり、今後も連携が必要と考える。

#### ・柱6「適切な就学相談の推進」について

(特に意見等なし)

#### ・全体を通して

(委員)

知的障害の療育手帳の判定について、子どもの場合は子ども家庭相談センターが行っている。手帳の申請や判定内容の問合せが多くなり、判定について長期間待っていただくことが起こっている。その実態を聞くと、保護者が「学校から判定内容について書面を求められた」とのことで、そのことが判定業務の大きなウエートを占めてきているとのこと。教育との連携や役割分担を行う中で、判定機関ももう少し早い時期に判定ができるのではないかと考えている。今後、実態を具体的に聞かせていただきながら、検討していきたい。

(副会長)

発達障害者支援地域協議会で、支援を繋げた好事例のケースの紹介をし、事例集の作成がなされている。センター的機能で専門性を発揮できる教員は貴重で、その育成は必

須、急務と捉えている。その専門性を蓄積するために事例収集を特別支援教育課と協力して行っているところ。今後の専門性の高い人材を育成していくためには、そういった事例集を活用する等、人材育成の具体的な方法を検討していく必要があると考える。

・「発達障害を含む」という表記について

(事務局)

柱の目標や具体の取組に書かれている「発達障害を含む障害のある子ども・幼児・生徒」の「発達障害を含む」という表記の見直しについて、委員の方々の御意見をお伺いしたい。

(委員)

「発達障害を含む」は、必要ないのではないか。3年前、DSM-5がリリースされ、発達障害に関する日本語訳が神経発達症となった。その中に、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症等が含まれてきている。

ICD-10も近々改訂されるだろう。その日本語訳からも、発達障害は消えるであろう。用語的なこととしては、発達症という知的障害を含む広い概念となる。医学的な観点で、用語として考えた場合「発達障害を含む」は必要ないと思う。

(委員)

障害福祉の所管課としては、「発達障害を含む障害のある」というような言い方はしていない。障害の中の、発達障害のある方に関して述べる際には、「発達障害の方の～」というように使用する。

(会長)

これらの意見を参考に、事務局で検討してほしい。

・閉会挨拶